

重要事項説明書

指定就労継続支援 A 型事業

恵那たんぽぽ福祉工場

Ver.2018.10.1

あなたに対する指定障害者支援施設サービス提供の開始にあたり、岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十七号）第十一条に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービス提供開始日

あなたのサービス提供開始日は、平成30年10月 1日です。

2. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人たんぽぽ福祉会
法 人 所 在 地	岐阜県恵那市長島町久須見 1083 番地 35
代 表 者 氏 名	理事長 小板 孫次
電 話 番 号	0573-26-4356
ファックス番号	0573-26-5827
ホームページアドレス	http://enatanpopo.com
メールアドレス	tanpopos@poplar.ocn.ne.jp
設 立 年 月 日	昭和60年12月13日

3 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援 A 型事業所
事業所の名称	恵那たんぽぽ福祉工場
主たる事業所の所在地	岐阜県恵那市大井町粟畑平 2716-168
電 話 番 号	0573-20-2415
ファックス番号	0573-20-2418
出張所の名称	恵那たんぽぽ福祉工場 菌床事業部
出張所の所在地	岐阜県恵那市大井町 2074 番地 1
電 話 番 号	0573-25-0108
ファックス番号	0573-25-0108
出張所の名称	恵那たんぽぽ福祉工場 恵那きのこセンター
出張所の所在地	岐阜県恵那市大井町 2283 番地 5
電 話 番 号	0573-25-3891
ファックス番号	0573-25-3891
ホームページアドレス	http://www13.ocn.ne.jp/~tan-popo/
メールアドレス	tanpopos@poplar.ocn.ne.jp
管 理 者	工場長 小板 孫次
主たる対象者	(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く） (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く） (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）
事業と定員	就労継続支援 A 型事業（26名）
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日
事業所番号	岐阜県 第 2111700189 号
通常の事業の実施地域	恵那市 中津川市 瑞浪市 土岐市 多治見市
営業日及び営業時間	営業日：木曜日～火曜日（年始を除く） 営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

サービス提供日及び サービス提供時間	サービス提供日：木曜日～火曜日（年始を除く） サービス提供時間：午前9時～午後4時
-----------------------	--

4 サービスの目的・運営方針

目 的	通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
運 営 方 針	<p>1) 当事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から必要な訓練及び職業の提供を適切に行います。</p> <p>2) 当事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその立場に立って支援を提供します。</p> <p>3) 当事業所は、出来る限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、その他知的障害者援護施設、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。</p>

5 サービスに係る施設・設備の概要

施設

(1) 主たる事業所の施設

建 物	構造	鉄骨造瓦葺平屋建 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建他
	延べ床面積	676.62 m ²
	利用定員	就労継続支援 A 型事業（16 名）

(2) 出張所の施設

建 物	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	延べ床面積	2890.24 m ²
	利用定員	就労継続支援 A 型事業（5 名）
敷地面積		9,865 m ²

(3) 出張所の施設

建 物	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	延べ床面積	262.74 m ²
	利用定員	就労継続支援 A 型事業（5 名）
敷地面積		2,354 m ²

主な設備

(1) 主たる事業所の主な設備

設 備 の 種 類	室数	面 積 等
作業室①	1	435.00 m ²
作業室②	1	743.00 m ²
相談室	1	195.00 m ²
男子更衣室	1	3.30 m ²
男子トイレ	1	0.80 m ²
女子更衣室	2	6.60 m ²

女子トイレ	2	0.80 m ²
-------	---	---------------------

(2) 出張所の主な設備

設備の種類	室数	面積等
作業室①	1	99.00 m ²
作業室②	1	25.20 m ²
男子更衣室	1	3.30 m ²
男子トイレ	1	1.65 m ²
女子更衣室	1	3.30 m ²
女子トイレ	1	1.65 m ²

(3) 出張所の主な設備

設備の種類	室数	面積等
作業室①	1	292.00 m ²
作業室②	1	500.00 m ²
倉庫	1	60.00 m ²
男子更衣室	1	3.30 m ²
男子トイレ	1	1.65 m ²
女子更衣室	1	3.30 m ²
女子トイレ	1	1.65 m ²

6. 職員の配置状況

職種	員数	区分				常勤換算後の職員
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1名		1			1.00
サービス管理責任者	1名	1				1.00
職業指導員	6名	2		4		4.26
生活支援員	4名	2		2		3.38
事務員	1名	1				1.00

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務体制	
管理者（工場長）	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤1名
サービス管理責任者	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤1名
職業指導員	勤務時間帯（6:30～15:30） 勤務時間帯（8:30～17:30） 勤務時間帯（9:30～17:30）	常勤2名内兼務1名 非常勤4名内兼務1名
生活支援員	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤3名
事務員	勤務時間帯（8:30～17:30）	常勤・兼務1名
調理員	勤務時間帯（8:30～17:30）	非常勤2名内兼務2名

7. サービスの内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	・利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をも

相談及び援助	<p>って応じ、可能な限り必要な援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
事業所外支援 事業所外支援	<ul style="list-style-type: none"> 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用が出来なかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。(訪問支援は月2回を限度とします。)
保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて投薬その他必要な管理、記録を行います。 嘱託医により、月1回相談日を設けて健康管理に努めます。 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。 <p>☆当事業所の協力医療機関(詳細は13. 協力医療機関参照)</p> <p>市立恵那病院 恵那歯科医院</p>
訓練	<ul style="list-style-type: none"> 一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
実習及び 求職活動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所、障害者就業、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
生産活動の機会の提供	<p>①自主生産作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕出し、パン製造、惣菜製造、菌床椎茸栽培、菌床製造等 <p>②販売作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主生産品の販売、仕入商品の販売 <p>③その他受託作業</p> <p>※ 雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとしします。</p>
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済活動をおくる為の就労支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<p>希望により食事の提供をします。</p> <p>食事時間 12時00分～13時00分</p> <p>※ 低所得者の軽減措置が適用される方はご負担額が異なります。</p>	<p>1食 650円 食材料費 400円</p>
創作的活動及び 利用者本人活動 (教養娯楽活動)	<p>利用者主体による活動としての自治会活動を支援しています。</p> <p>教養娯楽の活動が主で、それに係わる費用(例) 所外活動に係わる交通費、入場料、イベントの費用等</p>	実費負担
就労支援の必要な諸経費	<p>就労や実習に取り組む際に係わる費用で、交通費等諸経費が発生した場合、負担して頂く事が適当で</p>	実費負担

	あるもの。	
日常生活上必要となる諸経費	利用者個別の日用生活品の購入代金や病院受診費用や健康診断等に係わる費用	実費負担
送迎サービス	自主通勤ができない場合、希望により送迎を行います。	実費負担
その他	サービス提供記録等の複写料金 A4サイズ1枚 工賃証明書他証明書類 1通 行政機関等への各種代行手続き手数料 1件	20円/枚 200円 実費

【サービスの概要】

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

8. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービスの料金

訓練等給付費対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則9割）市町村等から上記の給付費が支給されます。これら給付費は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から給付費の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限額が1ヶ月の負担の上限額になりますので、記載されている金額以上ご負担頂く必要はありません。（定率負担または利用額の軽減等が摘要される場合は負担金額が少なくなりますので障害福祉サービス受給者証をご確認下さい）

(2) 訓練等給付費等対象外サービス内容の料金

上記「6. サービスの内容、(2) 訓練等給付費対象外サービス」の項目が発生した場合はお支払い頂きます。

(3) 利用者負担金の支払方法

上記(1)、(2)の料金が発生した場合は1カ月ごとに計算し、請求しますので指定された日までに以下の方法でお支払い下さい。

〈支払方法〉

- ・ 原則現金でお願いします。
- ・ 自動口座引き落としを希望される場合は下記金融機関でのみ可能です。
- ・ ご利用できる金融機関 ゆうちょ銀行
- ・ 手数料は1回につき10円です。

9. 利用者の記録及び情報の管理

(1) 事業者は法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。※閲覧、複写が出来る窓口業務は平日の9時00分～16時00分までです。

複写については、料金が必要となります。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関

連機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報の使用に係る同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元保証人や医療機関への連絡等を行います。

11. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 株式会社エヌシーアイ
- (2) 損害保険の種類 (財)日本知的障害者福祉協会 施設総合賠償保険

12. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情・虐待等

当 事 業 所 ご利用相談窓口	窓口担当者 田澤 隆司 解決責任者 熊谷 哲也 ご利用時間 9時00分～16時00分（水曜日・年末年始を除く） 電話番号 0573-20-2415 担当者が不在の場合は、事務所・支援員までお申し出下さい。
恵 那 市 役 所 社 会 福 祉 課 中 津 川 市 役 所 障 害 援 護 課 瑞 浪 市 役 所 社 会 福 祉 課 土 岐 市 役 所 福 祉 課 多 治 見 市 役 所 福 祉 課	・所在地：岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 ・電話番号：0573-26-2111（代表） ・所在地：岐阜県中津川市かやの木町2番1号 ・電話番号：0573-66-1111（代表） ・所在地：岐阜県瑞浪市上平町1-1 ・電話番号：0572-68-2111（代表） ・所在地：岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地 ・電話番号：0572-54-1111（代表） ・所在地：岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 ・電話番号：0572-22-1111（代表）
岐 阜 県 運 営 適 正 化 委 員 会	所在地：岐阜県市岐阜市下奈良2-1 岐阜県福祉農業会館内 電話番号：058-278-5136 FAX番号：058-278-5137

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者 田澤 隆司 ・解決責任者 熊谷 哲也 ・ご利用時間 9：00～17：00（日曜・祭日、年末年始を除く） ・電話番号 0573-26-4356 ・ファックス 0573-26-5827
--------------	---

13. 協力医療機関

医療機関の名称	市立恵那病院
管理者名	細江 昌彦
所在地	岐阜県恵那市大井町2725
電話番号	0573-26-2121

診 療 科	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、放射線科、婦人科 小児科、老年内科、呼吸器外科、耳鼻咽喉科、乳腺外科、肛門外科 整形外科、救急科、リハビリテーション科、外科消化器外科、眼科
入 院 設 備	有

医療機関の名称	恵那歯科医院
医 院 長 名	田中隆三郎
所 在 地	恵那市長島町中野 261-1
電 話 番 号	0573-26-3336
診 療 科	一般歯科 小児歯科
入 院 設 備	無

14. 非常災害等の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により、対応致します。
平 時 の 訓 練 平 時 の 訓 練	別途定める消防計画により年1～2回、避難・防災訓練を利用者の 方も参加して実施します。
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器 9台 ・ 自動火災報知器 ・ 非常通報装置 ・ 誘導灯 カーテンは防火性のあるものを使用しています。
消 防 計 画 等	消防署への届出日：平成18年6月 防火責任者：小坂 孫次
保 険 加 入	火災保険：東美濃農業協同組合 建物更生共済

15. 当事業所ご利用に際に留意いただく事項

設備・器具の利用	設備・器具は本来の目的に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	事業所内での喫煙・飲酒は禁止です。
貴 重 品 の 管 理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 自己管理の出来ない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮下さい。

指定就労継続支援 A 型の提供に関し、本書面にに基づき重要事項の説明を致しました。

平成 年 月 日

事業所名：恵那たんぽぽ 福祉工場

説明者：職名 サービス管理責任者 氏名 熊谷 哲也

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定就労継続支援 A 型の提供開始に同意しました。

平成 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

身元保証人 住 所

氏 名

続 柄 (利用者との関係)

電 話

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者本人に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所

氏 名

続 柄 (利用者との関係)